

- 1 「飛鳥・藤原の宮都」の世界遺産登録について
(2) 藤原宮跡の国営公園化の実現に向けた現状と、県として今後どのように取り組んでいくのか伺いたい。

<知事答弁>

- 1 藤原宮跡は、議員お述べのとおり、昭和45年の閣議決定に基づき、国を挙げてその保存等の措置がとられている特別史跡である。この一環として特別史跡内の土地の公有化が進められており、文化庁から県が事務の委任を受けて橿原市と連携して用地取得を行っている。土地の公有化率は令和7年度末現在、中枢部は87.5%まで進んでいるが、全体としては57.7%にとどまっており、引き続き、文化庁、橿原市と連携し、公有化を促進していく。
- 2 一方、整備については、令和7年1月に文化庁において「特別史跡藤原宮跡整備基本構想」の改訂版が作成された。構想の中では、概ね20年程度を見通して整備計画を順次立てることとされており、計画の策定にあたっては、史跡の追加指定、民有地の国有化、発掘調査を関係機関及び地域住民との合意形成の進展にあわせて段階的に進め、整備事業全体の円滑な展開をはかるとされている。なお今年度は、基本構想を踏まえた「整備基本計画」の策定が文化庁において予算化されています。
- 3 橿原市より、藤原宮跡の国営公園化の要望を国にしておられると伺っている。県としても、これまでも史跡地買い上げに対する国の支援の拡充とあわせて国営公園化による整備を国に要望してきた。引き続き、国営公園化による整備が実現するよう、橿原市と連携しながら、国に対して働きかけていく。